

じゅきゅうしゃしょう こうふ かた 受給者証を交付された方へ

じよせいたいしょう ちりょう 助成対象の治療

じゅきゅうしゃしょう きさい こう ちりょう ちりょう う ひつよう ほけんてきよう
受給者証に記載されている抗ウイルス治療と、その治療を受けるために必要な保険適用を
う ちりょうひ じよせいたいしょう
受けている治療費のみを助成対象としています。

つか かた 使い方

- ほけんいりようきかんまた ほけんやつきよく しんりょう う ばあい ひ ほけんしゃしょうまた くみあいんしょう
・保険医療機関又は保険薬局で診療を受ける場合、被保険者証又は組合員証と一つしよに、
じゅきゅうしゃしょう かなら まどぐち ていしゆつ
受給者証を必ず窓口で提出してください。
- じゅきゅうしゃしょうじょう じ こ ふたんげん どげつがく かんりひょう いりようきかんとう かんえん ちりょう しはら じ こ ふたん
・受給者証上の自己負担限度月額管理表に、医療機関等で肝炎にかかる治療で支払った自己負担
がく きにゆうご いりようきかんとう おういん じ こ ふたんげん どげつがく いりようきかんとう しはら
額を記入後、医療機関等で押印してもらってください。自己負担限度月額までは医療機関等で支払い
をし、限度額を超える肝炎治療費の自己負担額については、公費負担が適用となります。
- じゅきゅうしゃしょう しんりょうつき じ こ ふたんがく かんり き はな たいせつ ほかん
・受給者証は、診療月の自己負担額を管理するものですので、切り離したりせず、大切に保管し
てください。

へんこうてつづ 変更手続き

- しめい きよじゅうち かにゆう いりようほけん ほけんいりようきかんまた ほけんやつきよく へんこう すみ
・氏名、居住地、加入している医療保険、保険医療機関又は保険薬局に変更があるときは、速やかに
かんかつ ほけんしよ とど で
管轄の保健所までそのことについて届け出てください。
- へんこうじ へんこうしんせいしよ ほけんしよ うつし いんかん じゅきゅうしゃしょう ひつよう
※変更時には、変更申請書・保険証の写し・印鑑・受給者証が必要です。
- へんこうないよう せたいぜんいんぶん じゅうみんひょう うつ しよとくしよめいなど ひつよう
また、変更内容によって、世帯全員分の住民票の写しや所得証明等が必要になります。
- ゆうこうきかんない しちょうそんみんぜい しよとくわり かせいねんがく へんこう ばあい じ こ ふたんげん どげつ げんがく
※有効期間内に市町村民税（所得割）課税年額が変更された場合は、自己負担限度額が減額され
る場合があるので、管轄保健所にご相談ください。
- けんがい てんしゆつ てんしゆつご じゅきゅうしゃしょう ひつよう ばあい てんしゆつび そく つき よくげつ まつじつ
・県外へ転出するとき、転出後も受給者証が必要な場合は、転出日の属する月の翌月の末日ま
じゅきゅうしゃしょう うつ てんしゆつつき ほけんしよとう つう とどうふけん ち じ ていしゆつ
でに受給者証の写しを転出先の保健所等を通じて都道府県知事に提出してください。

へんかん 返還

- ちゆなど じゅきゅうしかく すみ じゅきゅうしゃしょう ほけんしよ へんかん
・治癒等で受給資格がなくなったときは、速やかに受給者証を保健所に返還してください。
- せいかつほご じゅきゅう いりようほけん ひ ほけんしゃ ばあい じよせいたいしよがい
・生活保護の受給により、医療保険の被保険者でなくなった場合も、助成対象外となるので、
どうよう じゅきゅうしゃしょう へんかん
同様に受給者証を返還してください。

ちゅうい 注意

こうがくりょうようひとう せいど ほんじぎょう ゆうせん にゆういんとう いるょうひ こうがく ばあい さき
 ・高額療養費等の制度が本事業より優先されるため、入院等で医療費が高額になる場合は、先にそ

てつづ ひつよう
 ちらの手続きを済ませておく必要があります。あらかじめ、お持ちの健康保険の担当窓口（※）へ
 かなら そうだん
 必ず相談してください。

けんこうほけんくみあい ぜんこくけんこうほけんきょうかい きょうかい しちょうそん こくみんけんこうほけん
 ※健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）又は市町村（国民健康保険）

- かんえんちりょうじゅきゅうしゃしょう かくさん せいざい ゆうこうきかんがい じゅきゅうしゃしょうこうしん
 ・肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤）：有効期間外の受給者証更新はできません。
- かんえんちりょうじゅきゅうしゃしょう ゆうこうきかん えんちょう
 ・肝炎治療受給者証（インターフェロンフリー）：有効期間の延長はできません。

ちりょう たいしゅう じゅきゅうしゃしょう しんせい さいちりょう のぞ いちど
 （インターフェロンフリー治療を対象とする受給者証の申請は、再治療を除き一度きりです。）



じゅきゅうしゃしょう きにゆう ないよう へんこう
 受給者証に記入されている内容に変更があるときや、
 へんこう よてい じゅきゅうしゃしょう ほけんしょ
 変更する予定があるときは、受給者証をもらった保健所にす
 そうだん
 ぐに相談してください。

保健所	電話番号	住所
和歌山市保健所	073-488-5118	〒640-8137 和歌山市吹上 5-2-15
海南保健所	073-482-0600	〒642-0022 海南市大野中 939
岩出保健所	0736-61-0023	〒649-6223 岩出市高塚 209
橋本保健所	0736-42-0491	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋曾 927
湯浅保健所	0737-64-1291	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1
御坊保健所	0738-22-3481	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2
田辺保健所	0739-26-7933	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1
新宮保健所	0735-21-9630	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8
新宮保健所串本支所	0735-72-0525	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向日 193

インターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療を併用される方へ

- ひとつの治療につき一枚の受給者証が必要となります。
- 受給者証は必ず2枚とも医療機関（調剤薬局を含む）の受付窓口へ提示してください。
- 負担額は、両治療に係る自己負担額を合算し、この合計額について、受給者証に記載された月額自己負担限度額（1万円または2万円）がそのまま適用されますので、受給者証に記載された1万円もしくは2万円が上限となります。

しょうかんばらい 償還払い

じゅきゅうしゃしやう きさい ゆうこうきかんない じゅきゅうしゃしやう てもと とど あいだ こうがくりやうようひ じ こ
受給者証に記載されている有効期間内で、受給者証が手元に届くまでの間に、高額療養費の自己
ふたんげんどがく かんえんいりやうひじせいせいど じ こ ふたながく さがく げんど ほんじぎやう たいしやう ちりやう じ こ
負担限度額と肝炎医療費助成制度の自己負担額の差額を限度として、本事業の対象となる治療の自己
ふたん しはら ばあい かね かえ しょうかんばら
負担を支払っている場合にお金が返ってくることを、償還払いといいます。

てつづ 手続き

1. 高額療養費の申請手続きを先に済ませる。

こうがくりやうようひ しんせいてつづ きき す
※高額療養費支給決定の確認ができない場合、お支払いできない場合があります。

2. 「肝炎治療交付申請書」を記入の上、管轄の保健所に提出する。

かんえんちりやうこうふしんせいしよ きにゆう うえ かんかつ ほけんしよ ていしゆつ
※県では、保健所を経由して受け付けた申請書の内容を審査して公費負担する金額を決定し、
しんせいしや してい ほんにんめいぎ きんゆうきかん こうぎ ごじつ げつご ぶん こ
申請者が指定した本人名義の金融機関の口座に後日（2～3か月後）振り込みます。

ひつようしよるい 必要書類

(1) 同封の「肝炎治療費交付申請書（様式10号）」

しんせいしよふとわくない ほけんいりやうきかん ちやうざいやくきやく ひつようしこう きにゆう
※申請書太枠内は、それぞれの保険医療機関または調剤薬局において必要事項を記入してもら
ってください。

ふくさう いりやうきかん ちやうざいやくきやく ふくむ じゆしん ばあい おのおの いりやうきかん ごとの しやうめい
※複数の医療機関（調剤薬局を含む。）を受診している場合は、各々の医療機関ごとの証明が
ひつよう ひつようぶすう
必要ですので、必要部数をコピーするなどして、申請願います。

(2) 受診した医療機関等で発行された領収書（保健所の申請窓口にて必ず原本の提示が必要です。）

こうがくりやうようひ しんせいとう げんぼん ほか ていしゆつ ひつよう ばあい ほけんしよ しんせいまどくち りやうしゅうしよ
※高額療養費の申請等で原本を他に提出する必要がある場合には、保健所の申請窓口で領収書の
げんぼん ていじ うえ うつ ていしゆつ か げんそくげんぼん ひつよう りやうしゅうしよ
原本を提示の上、写しを提出いただくことも可としますが、原則原本が必要ですので、領収書
かなら ほかん ねが
は必ず保管くださいますようお願いします。

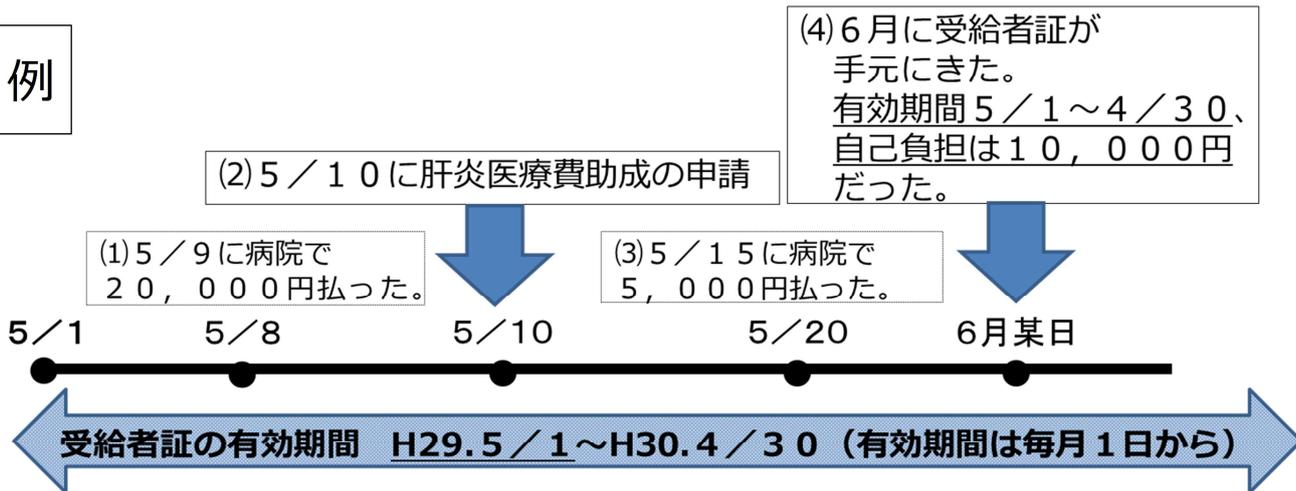
(3) 保険者・市町村からの医療費（付加給付・高額療養費など）の給付を受けた方は、その決定通知書 （写し可）

(4) 被保険者証の写し及び高額療養費にかかる証明書類（限度額適用認定証など）の写し

(5) 受給者証の写し（全面の両面コピーが必要ですので、窓口にて受給者証の提示をお願いしま す）

(6) 同意書

例



5月1日から有効期間なので、有効期間内で受給者証が手元に届くまでの5月9日と5月15日に支払った肝炎治療に関する医療費のうち、肝炎医療費助成の自己負担額として定められた10,000円までの額が返金されます。

つまり、返金されるのは、

20,000円 (5月9日支払い分) + 5,000円 (5月15日支払い分) - 10,000円 (自己負担額) = **15,000円 (償還払いされる金額)**

※肝炎に関する医療費と認められない場合は、返金がない場合があります。



追加で申請書等が必要な場合は、和歌山県ホームページよりダウンロードください。

何かありましたら、管轄の保健所にご相談ください。

和歌山県ホームページ「肝炎対策事業」

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h_kansen/kanentaisakujigyou.html

